

(結果公表様式)

第4次東御市地域福祉計画（素案）に対する

パブリックコメントの結果について

1 募集の概要

件 名	第4次東御市地域福祉計画（素案）に関するパブリックコメント
意見の募集期間	令和元年12月25日（水）～令和2年1月23日（木）
意見の受付方法	電子メール、ファックス、郵送、担当窓口へ直接
意見の周知場所	市報とうみ、市ホームページ、市役所本館、北御牧庁舎、総合福祉センター、中央公民館、市民ラウンジ、滋野コミュニティーセンター、祢津公民館、和コミュニティーセンター
結果の公表場所	市ホームページ
提 出 状 況	(1) 提出者数 1人 (2) 提出意見数 8件
実 施 機 関	東御市健康福祉部福祉課 電話：0268-64-8888 ファックス：0268-64-8880 電子メール：suishin@city.tomi.nagano.jp

2 ご意見の提出状況と対応区分

区分	内容	提出者数	意見数
A	ご意見の趣旨が既に反映されているもの。		
B	ご意見を反映させるもの（または修正したもの）。	1	1
C	ご意見を反映することはできないが、今後の参考とするもの。	(1)	6
D	ご意見を反映できないもの。 ・法令等で規定されており、市として実施できないもの。 ・実施主体が市以外のもの。 ・市の方針に合わないもの。など		
E	その他のご意見（質問、感想等）。	(1)	1
計			8

※表中の提出者数は、1人で複数の意見を提出しているため、提出者数で重複している箇所は（ ）で表示しています。

※第4次東御市地域福祉計画（素案）の内容に直接関係しない意見ご意見等については、区分Eその他のご意見に集約させていただいております。

3 ご意見の内容と市の考え方について

番号	意見の内容・要旨	市の考え方	反映区分
1	第4次東御市地域福祉計画(素案)に関するパブリックコメント実施要領について パブリックコメント実施要領が添付されていないこと。策定過程が市民に周知されなかったことは、パブリックコメント実施要領が示されていないことに象徴される。パブリックコメントを求める基本姿勢が忘れられていることは指摘したい。何故、市民からの意見等を求めるのか計画策定の矜持を求めたい。	実施要領はホームページ上で掲載をさせていただいたところですが、今後パブリックコメントを実施する際には、市民の皆様に広く周知を行ってまいります。	E
2	第4次東御市地域福祉計画(素案)策定の経緯について 第4次東御市地域福祉計画(素案)を企画立案するため地域福祉についてのアンケート調査結果、地域福祉計画懇談会結果をどう「基本目標」や「施策」「課題と現状」「目指す姿」に活かしたのか。 東御市地域福祉計画策定委員会及び推進委員会での検討が明らかにされていない。議事録等を明らかにすべきである。どこでどのような策定の業務を行ったのかは計画の透明性・公平性、民主性に関わることである。計画の立案、実施と評価のいのち(生命)に関わる。	ご意見を踏まえ、ホームページに計画策定に向けた経緯等を公表させていただきます。	B
3	持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)について 持続可能な開発目標(SDGs)を掲げる場合、実施実績、成果創出についてKPI(重要業績評価)をもって掲載することを求める。本市においても世界基準の開発目標を意識した取り組みを推進することで、どのように持続可能なまちづくりと地域活性化が図られるのか示してほしい。	市では、SDGsの推進にあたっては、「総合計画の推進を図ることで、SDGsの目標達成に資する」としています。 また、2020年3月1日に施行した「東御市SDGs庁内推進指針」において、総合計画で明らかにした施策はSDGsゴールに紐づけるとともに、総合計画における「施策の成果指標」を用い、SDGsの達成にどう貢献したのかを計測・評価しPDCAサイクルを回していくこととします。	C

4	地域福祉計画の「基本理念」の体系に関する私案について 誰もが自立した生活を送り、自らも地域の担い手になり、支え合う意識づくりが必要である。 また、多様な個性を認め合い、立場を尊重し、理解しあっていくことが必要で、人権尊重のまちづくりが中心に必要である。	東御市総合計画の体系を準拠しているため、今後の参考とさせていただきます。	C
5	地域福祉計画の「基本目標」の体系に関する私案について 地域福祉を担う「人づくり」 みんなで支え合う「地域づくり」 適切なサービスを利用できる「仕組みづくり」	東御市総合計画の体系を準拠しているため、今後の参考とさせていただきます。	C
6	地域福祉計画の「施策」の体系に関する私案について 人づくり…「福祉意識の醸成と啓発」、「担い手の発掘と育成」 地域づくり…「安全で安心な環境づくり」 仕組みづくり…「情報提供と相談支援体制の充実」、「福祉サービスの充実」、「地域福祉ネットワークづくり」	東御市総合計画の体系を準拠しているため、今後の参考とさせていただきます。	C
7	K P I（重要業績評価指標）の設置について 第4次東御市地域福祉計画（素案）に抽象論を感じる。「基本理念」「基本目標」「施策」「現状と課題」「目指す姿」があり「具体的な取り組み」となる。地域福祉計画は何をどう取り組むのかK P Iで例示してほしい。	本計画は総合計画の基本計画に沿って定める計画であり、関連する施策のSDGs視点からの評価は、総合計画の「施策の成果指標」を用いて行うことから、本計画内において別途K P Iの策定と提示は行いません。	C
8	政策の変更について 前計画から施策を変更した場合、施策の変更について、変更理由等の記載を求める。	東御市総合計画に基づく政策としています。	C